

佐賀県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年八月四日から平成二十一年九月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字井出字二の谷四二九番地 先から 鹿島市大字常広字田代一〇六番二地 先まで	平成二一・八・四
一般国道 四四四号	鹿島市大字常広字田代七一番一〇地 先から 鹿島市大字井出字参の柳一四六四番 三地先まで	平成二一・八・四